

「広報せとうち」広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、瀬戸内市広告掲載取扱要綱（平成19年瀬戸内市告示第55号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、市が発行する「広報せとうち」（以下「広報紙」という。）に掲載する広告について、必要な事項を定めるものとする。

(広告の基本原則)

第2条 広報紙に掲載する広告について、広告主の事業の適正化や消費者の保護、地域社会の健全な発展と市民生活の向上を図るため、次に掲げる基本原則を定める。

- (1) 公正で真実なものであること
- (2) 広告の受け手に不利益を与えることのないものであること
- (3) 児童及び青少年に与える影響を考慮したものであること
- (4) 品位を保ち、健全な風俗習慣を尊重したものであること
- (5) 関係法規と社会秩序を守るものであること

(広告の規格等)

第3条 広告の位置及び規格は、次のとおりとする。

- (1) 広告の掲載号は5月号から翌年4月号とする。
- (2) 広告掲載のページは、裏表紙（カラー）の一面とする。
- (3) 規格は、縦260mm・横180mm程度とし、1ページの最大8分の1まで分割できる。
- (4) 広告を掲載するページへの「全面広告」「広告」との文言の表記及び広告についての説明を表記すること。
- (5) 期日までに入稿がない場合は、市がこのスペースを使用する。
- (6) 広告を掲載したページは、市のホームページ上では公開しない。

(広告掲載の契約方法)

第4条 市長は、広報紙広告枠を一括して、広告代理業を営むもの（以下「広告代理店」という。）と契約する。

- 2 前項の契約期間は、12か月とする。
- 3 広告代理店及び広告掲載料の決定は、随意契約により決定する。
- 4 広告掲載の募集及び広告主との契約は、広告代理店が行う。
- 5 広告代理店は、第2条及び第3条、要綱第3条の掲載基準に基づき、瀬戸内市広告掲載基準第3条に該当しない広告主を募集する。

(広告原稿の作成及び提出)

第5条 広告代理店は、広告原稿を市長が指定する方法により自己の負担で作成し、市長が指定する期日までに、Eメール又はCD-R等の電子データにより提出する。

2 市長は、前項の場合において、提出のあった広告原稿が適当でないとき、広告代理店に対し広告原稿の変更を求める。

(広告欄独占の禁止)

第6条 同一法人等の全面広告掲載は、最大年6回までとする。ただし、分割広告の場合は、その限りでない。

(広告内容の責任)

第7条 広告代理店は、広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負う。

2 広告代理店は、第三者の権利の侵害、財産権の不適切な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

3 広告代理店は、広告掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告代理店の責任及び負担において、解決しなければならない。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成20年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年12月1日から施行する。